



あなたの「未来」を応援します！

- 修学資金貸付のご案内 -

中標津町では、医療技術員（助産師、看護師、薬剤師など）を目指す方を対象に、修学資金を貸付しております。

対象 資格取得後、町立中標津病院で勤務していただける方

金額	(1) 助産師	月額20万円以内
	(2) 看護師	月額10万円以内
	(3) 准看護師	月額 5万円以内
	(4) それ以外の医療技術者 (薬剤師・放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士など)	月額10万円以内

返還免除 資格取得後4年（貸付期間が4年を超える場合には、貸付期間）以上、町立中標津病院に勤務した時は、修学資金の返還を免除します。

- その他**
- (1) 連帯保証人が必要です。
(道内在住者で一定以上の所得がある方2名)
 - (2) 学校を退学したとき、当院に勤務しなかったとき、返還免除期間を経過する前に退職したときは、修学資金の返還と違約金の納付が必要です。

修学資金に関する問い合わせはこちらまで

〒086-1110

標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1

町立中標津病院管理課総務係



0153-72-8200



b-soumu@nakashibetsu.jp

<https://nakashibetsu-hospital.com>

修学資金に関する疑問にお答えします

Q 貸付対象となる職種はどのようにして決まりますか

A 貸付の対象職種は、当院の職員の充足状況や職員構成を勘案し決めています。そのため、対象となる職種がその年により変わる可能性がありますので、ご注意ください。対象職種や募集状況については、毎年1月中旬から2月上旬頃に当院のホームページや町の広報紙に掲載するほか、近隣の学校へも周知します。

Q 看護師の資格を取得した後に助産師の資格も取得したいと考えていますが、その場合の貸付について教えてください

A 看護師の資格を取得するための学校に通っている間は月額10万円以内、その後、助産師の資格を取得するための学校に通っている間は月額20万円の貸付を受けることができます。

Q 貸付を受けた後、町立中標津病院で働くことはできますか

A この修学資金は、資金貸付後に当院で勤務していただくことを条件として貸付するものです。なお、一定期間、当院で勤務していただくことで修学資金の返還が免除されます。

Q いつまでに申請する必要がありますか。また、申請時に必要な書類について教えてください

A 申請の締め切りは、ホームページ等でお知らせします。

また、申請時に必要な書類は次のとおりです。

- ・修学資金貸付申請書
- ・身上申告書
- ・入学又は、入所許可書の写し
- ・誓約書
- ・戸籍謄本又は、住民票謄本
- ・健康診断書
- ・写真（上半身の名刺判で6か月以内に撮影したもの）

Q 連帯保証人の条件について教えてください

A 連帯保証人は次の条件を満たしている必要があります（連帯保証人は2名必要です）。

（1）道内に住所を有している者

（2）前年の所得金額が350万円以上の者

※市町村長が発行する所得証明書及び納税証明書を提出していただきます。

Q 申請をすれば必ず貸付を受けることができますか

A 申請書を受理した後、内容を審査（書類審査及び面接試験）し貸付の可否を決定します。

Q 既に大学・専門学校等に通っていますが、途中から貸付を受けることはできますか

A 大学・専門学校等に在学中の方でも、貸付を受けることは可能です。